

熊本県監査委員公告第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき平成30年8月28日に提出された住民監査請求について、審査の結果を公表する。

平成30年10月9日

熊本県監査委員	竹中 潮
同	氷室雄一郎
同	田代国広

平成30年8月28日付け住民監査請求に係る審査結果について

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成30年8月28日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

①違法とする行為

ア 平成29年11月2日、団体支援課長名で団支第694号をA漁業協同組合（以下漁協という）の定款規定に記載が無い指導文書を漁協代表理事組合長に通知して、平成29年10月29日臨時総代会の議決案を何の根拠もなく突然の不当な介入により、総代及び組合員に義務を課して権利を制限した現執行部に有利な行政指導を想像させる文書（通知）を送付した事実。

イ 平成27年7月1、2、3日に団体支援課が行った常例検査以来、漁協定款第37条の2第1号規定の、行政庁改善措置の指摘内容報告が現在まで実施されていない事実。及び平成18年5月に「団支第694号」通知内容に伴う定款変更を団体支援課が認可した、と平成30年1月15日に発言しているが、団体支援課から、平成18年5月より現在まで、法の規定により認可又は承認について条件を付加し、これを変更できると規定しているが、認可等の際に、付け加える意思表示をしないで、認可等の内容を制限せず、漁協に現在まで命じていない事実。（水産業協同組合法第126条の3第1項規定違反等）

ウ 平成29年11月2日付の「団支第694号」通知内容の「貴組合の定款では、総代会において役員の変更請求に係る議決はできない。」旨の行政指導をしながら、現執行部（理事、監事）は平成28年3月30日の漁協臨時総代会において、第11、12号議案の理事、監事全員の選任の件とした議案請求により議案可決して、現在の役員として執務を行っている。漁協定款第33条規定では、同年11月2日付で役員は、団体支援課長が行政指導した「団支第694号」の通知により退任することとなっているが、団体支援課と漁協役員は平成29年10月29日の臨時総代会議決案を否定していて、11月2日以降も、団体支援課は漁協執行部を漁協役員（理事、監事）として認知し、対応し続けている事実は公務員倫理規程（倫理行動規準第1項）に違反していると思われる。

エ 平成30年1月15日に団体支援課との協議において、今後は、県が求める現執行部の対応について、団支第694号の通知により、現執行部は適正に選任されていないので、3月中に総会を開催して今後どうすべきかを現執行部が組合員さん方の真意を聞いて訂正をして下さいという回答であった。その為に、平成30年3月16日付の臨時総会案内状作成について団体支援課と現執行部で協

議を行い、虚偽の案内状文を全組合員に送付して平成30年3月26日に臨時総会を招集開催したが、総会の成立定数に達せず流会になり再度団体支援課の指導により平成30年4月14日に臨時総会を招集開催した。

②県の損害

ア 例年3月に通常総代会を開催して当年の事業計画案を上程して、協議を行い当年の各事業計画案を承認して議決していたが、平成30年度の事業計画案を承認及び議決をしていないため、業務停止状態にあり、漁協が財源確保している賦課金・行使料の額及び徴収期日の決定がないため、総代による徴収ができない。遊漁券の発券販売ができない。

イ 多額の公的助成金及び補助金を頂いているが、使用目的等が決定されていないため、翌年の業務報告ができない。

ウ 各総代においては、新規に加入される組合員の加入申込申請ができないため、漁協財源確保ができない。

エ 漁協漁業権行使規則に規定してある水産動物の採捕をする権利（刺網、投げ網、ほこ突等）の申請ができないため、漁業の行使ができず組合員の経済活動ができない。

オ 漁協の臨時総代会及び臨時総会の状況が報道各社より、漁協内の混乱を公的に報道され組合員としての名誉を著しく傷つけられている。

③措置請求事項

監査を実施し、適切な措置を求める。

(2) 請求書添付書類

事実証明書①平成29年11月2日付け団支第694号団体支援課長通知の写し(省略)

事実証明書②平成19年3月8日付け熊本県知事通知の写し(省略)

4 監査委員の除斥

監査委員濱田義之は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥した。

5 審査の結果

本件請求を却下する。

6 理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の職員等について、公金の支出、財産の取得・管理・処分等財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、住民が監査を求め、損害の補てん措置等を請求できる制度である。

本件請求において、請求人は、上記3(1)①に記載のとおり主張し、適切な措置を行うよう監査を請求しているが、団体支援課に対する行政上の指導を求めているものであり、財務会計上の行為に該当しない。

また、団体支援課の行為により生じた損害として請求人は、上記3(1)②に記載のとおり主張しているが、いずれも漁協内における事項であり、県に損害は発生しておら

ず、また、将来発生するおそれもないと認められる。

以上により本件請求は、地方自治法242条に定める住民監査請求の要件を具備しない不適法なものと判断される。